

議事規程（会規第九号）中一部改正

議事規程（会規第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「他の弁護士を代理人として」を「代理人によって」に改め、「含む」の下に「。ただし、当該代理人が日本弁護士連合会会則第四十条の二第二項の規定により書面によって議決権を行使しようとする場合を除く」を加える。

第七条中「、文書により」を削り、「到達するよう」を「本会のウェブサイトに掲載する方法（以下「電子的掲示」という。）をもって」に、「通知」を「提供」に改め、同条に次の三項を加える。

2 総会に付する議案の電子的掲示は、電子的掲示を開始した日から、総会の日から一年が経過する日までの間、継続して実施する。

3 弁護士会並びに弁護士及び外国法事務弁護士は、本会に対して、会日の十日前までに別に定めるところにより、総会に付する議案を記載した書面の交付を請求することができる。この場合において、本会は、速やかに、当該書面を当該弁護士会並びに弁護士及び外国法事務弁護士に交付し、又は発送する。

4 第二項に規定する期間中に電子的掲示の中断（弁護士会並びに弁護士及び外国法事務弁護士が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子的掲示の中断は、当該電子的掲示の効力に影響を及ぼさない。

一 電子的掲示の中断が生ずることにつき本会が善意で、かつ、重大な過失がないこと又は本会に正当な事由があること。

二 電子的掲示の中断が総会終了までの期間中に生じたときは、中断が生じた時間の合計が七十二時間を超えないこと。

三 電子的掲示の中断が総会終了までの期間中に生じたときは、本会が当該中断が生じたことを知った後、速やかにその旨、当該中断が生じた時間及び当該中断の内容を当該電子的掲示に付して電子的掲示をしたこと。

第二十一条第一項第二号中「出席弁護士会数」の下に「（書面によって議決権を行使しようとする弁護士会の数を含む。）」を加える。

附 則

第三条第三項、第七条及び第二十一条第一項第二号の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

議事規程（会規第九号）中一部改正

議事規程（会規第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「起立」を「挙手」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、議長が発言を認めた場合は、この限りでない。

第三十六条中「起立」を「挙手」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、議長が発言を認めた場合は、この限りでない。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 理事は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他会長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から理事会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席及びその方法については、あらかじめ会長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する理事は、審査及び議決に加わることができない。

第五十五条中「起立」を「挙手」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、議長が発言を認めた場合は、この限りでない。

第五十九条第一項第二号中「氏名」の下に「並びに理事の出席の方法」を加える。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十一条の二 常務理事は、通信システムによって、弁護士会等から常務理事会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席及びその方法については、あらかじめ会長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する常務理事は、審査及び議決に加わることができない。

第七十三条中「起立」を「挙手」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、議長が発言を認めた場合は、この限りでない。

第七十七条第一項第二号中「氏名」の下に「並びに常務理事の出席の方法」を加える。

附則

第十六条、第三十六条、第四十三条の二（新設）、第五十五条、第五十九条第一項第二号、第六十一条の二（新設）、第七十三条及び第七十七条第一項第二号の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。